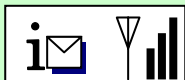


迷惑メール対策の現状と 対応策の方向性について

平成19年7月24日
事務局

「迷惑メール」の例とその問題点



From : XXX@
XXX.XX
日時 : 2004/×/×
件名 : 本当です!!

男性の皆様、お待たせしました!
<http://www.△△△.com>
△△△が完全書き込み無料サイトになりました。
男性の書き込みが増えて、
出会いたい女の子、Hな女の子に大人気! 今すぐアクセスしてね!

<http://www.xxxx.xxxx>

出会い系サイトの宣伝



From : XXX@
XXX.XX
日時 : 2004/×/×
件名 : 「少女の道草」

制服からみて中学生でしょう。
危ないおじさん2人にまわされる少女。
120分。裏DVD作品

<http://www.xxxx.xxxx>

アダルトDVDの宣伝

望まない迷惑メールを送られることによる問題点

利用者

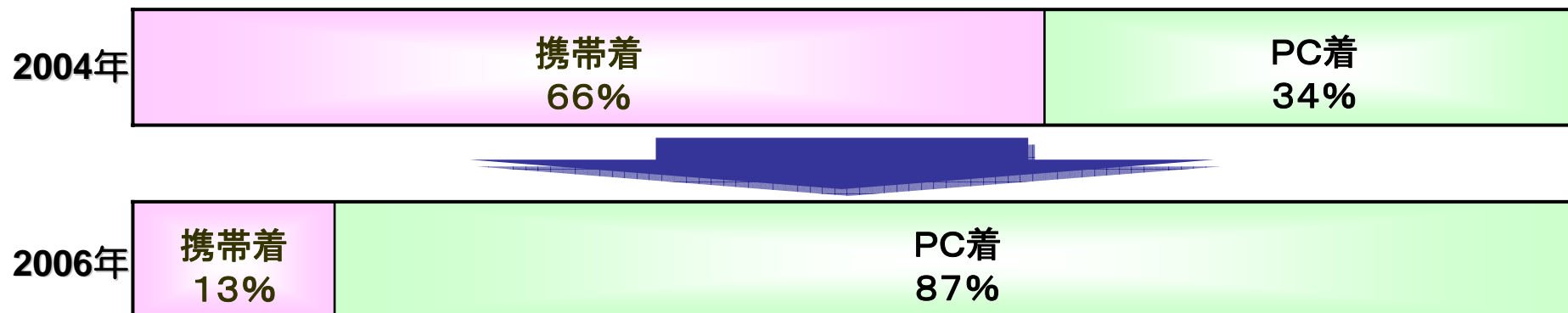
- 知らない人からメールが一方向的に送信されてくること
・自分の個人情報漏洩しているのではないかと不安になる
- 児童買春の温床
・迷惑メールのうち、出会い系サイトの宣伝が90%
・児童買春の90%以上が携帯経由
- 不快なメールの受信にもかかわらず課金されること
- 深夜にメールの着信音が鳴ること

事業者 (ISP)

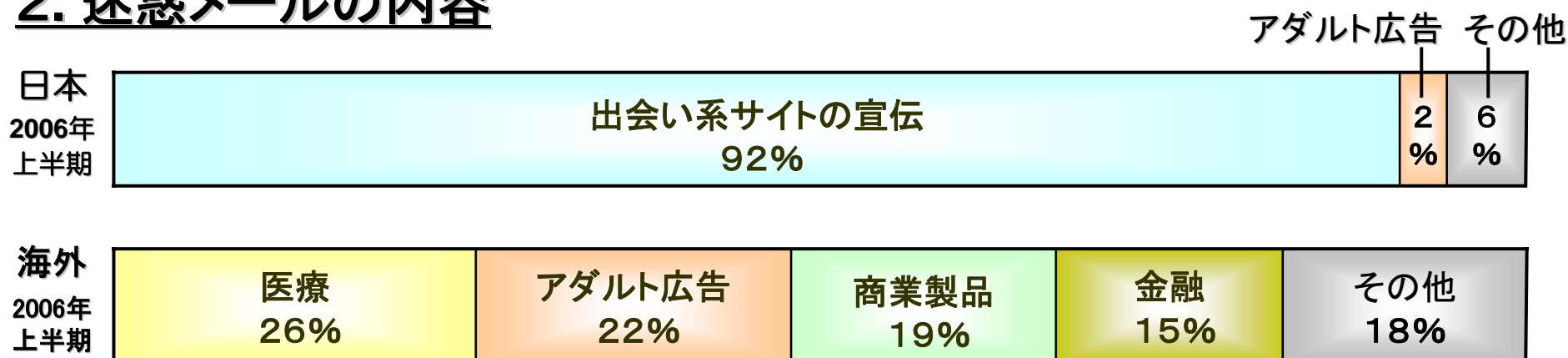
- 大量の電子メールの取扱いに係る設備の増設、設備運用体制増強等のコスト負担
- 迷惑メールの受信や正当なメールの遅延に関する利用者からの苦情への対応によるコスト負担

我が国における迷惑メールの現状

1. 受信端末



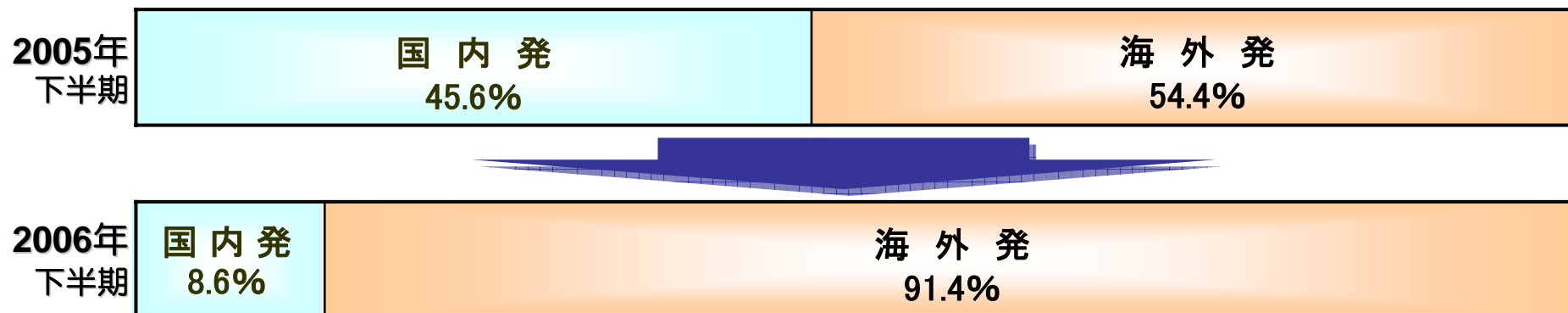
2. 迷惑メールの内容



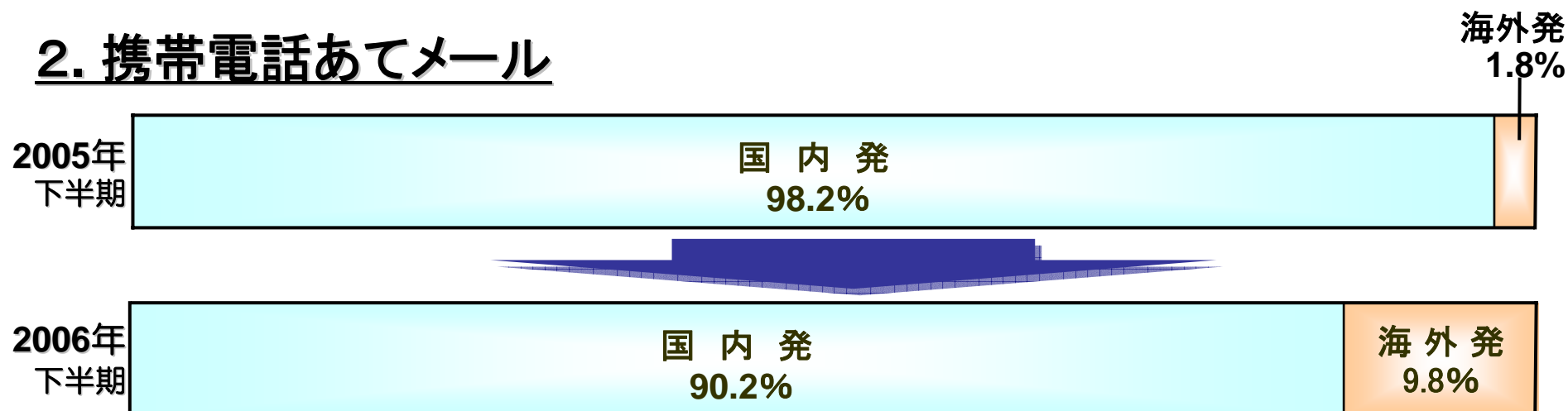
注) 2004年～2006年に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に寄せられた違反情報提供を分析したもの(サンプル調査)及びシマンテック社インターネットセキュリティレポート(2006年1月～6月の傾向)より

我が国における迷惑メールの現状

1. PCあてメール



2. 携帯電話あてメール



注) 2005年7月～2006年12月に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に設置したモニター機に着信した迷惑メールを分析したもの

迷惑メール対策の歴史

2001年 携帯電話に着信する迷惑メールが社会問題化

- 携帯電話事業者による自主的取組
- 総務省は事業者に対して新たな対策を導入するよう要請

2002年 迷惑メール規制2法が成立

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(迷惑メール法)の制定及び特定商取引に関する法の改正
(携帯電話あて迷惑メールのみならずPCあて迷惑メールも対象)

2003年 ドメイン指定受信の拡充(PC発迷惑メールへの対応)

携帯電話発迷惑メールの増加

- 携帯電話事業者による自主規制(迷惑メール送信者の回線停止措置等)及び政府による促進
(その後、携帯電話発迷惑メールは減少)

2004年 迷惑メール(主にPC発携帯電話あて迷惑メール)はなお深刻な問題

- 迷惑メール法は、施行後3年以内(2005年6月末まで)に政府が法改正の要否を検討すべきことを規定。
- 総務省は2004年10月7日、「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を設置。

2005年 迷惑メール法の改正

- 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の報告書を踏まえて、刑事罰の導入を含めた迷惑メール法の改正案を2005年3月国会に提出。5月に成立し、2005年11月に施行された。

2007年 迷惑メールは依然として社会問題

- 迷惑メール法の改正法は、施行後3年以内(2008年10月まで)に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。
- 総務省は、2007年7月24日に、新たに「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を設置。

特定電子メール法の概要

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(H14.7.1施行、H17.11.1改正))

表示義務

特定電子メール（受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール）の送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第3条）

- ① 特定電子メールである旨（⇒「未承諾広告※」）
- ② 送信者の氏名又は名称
- ③ 送信者の住所、電話番号
- ④ 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス

等

拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止（第4条）

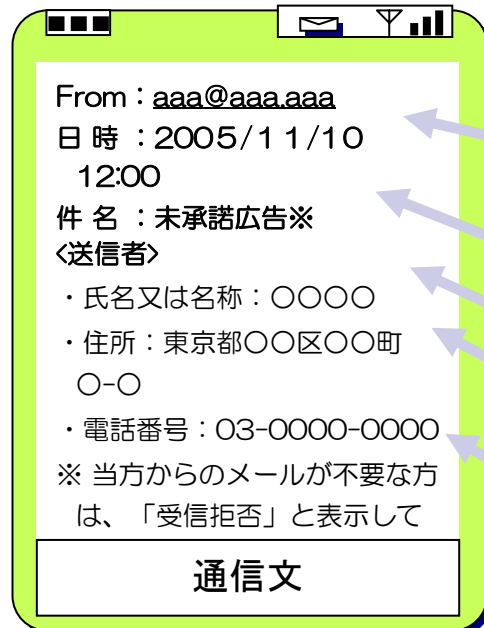
送信者情報を偽った送信の禁止 （平成17年改正により追加）

送信に用いた電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することを禁止、違反者に対しては刑事罰（懲役1年以下又は100万円以下の罰金）（第6条）

その他

- ・自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止（第5条）
- ・電気通信事業者は、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第11条）

携帯電話の場合の表示（例）



送信者情報（送信に用いた電子メールアドレス等）を偽った送信は禁止！

表示事項	表示場所
未承諾広告※	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前

迷惑メールにおける最近の問題点

最近の傾向について、以下のような問題点が挙げられる。

1. オプトアウト方式の形骸化

広告・宣伝メールの96%が送信者情報を偽って送信され、また、99%が「未承諾広告※」を付さずに送信されており((財)日本データ通信協会によるサンプル調査)、オプトアウト方式による現行法が必ずしも十分でなく規制が形骸化しているとの指摘がある。

2. ボットネットによる迷惑メールの送信の増加

第三者のコンピュータに不正に侵入したりウイルスに感染させたりすることにより、そのコンピュータを利用して迷惑メールを送信する手法が増加している。

3. フィッシングメールによる被害

平成16年秋頃から日本でもフィッシング詐欺が問題化しており、そのきっかけとなるフィッシングメールが、送信者情報を偽り大量に送信されている。

4. 海外発の迷惑メール送信の増加

現在の日本におけるPC宛の迷惑メールの90%以上が海外発であり、迷惑メール法の適用外になるほか、送信行為が日本で行われていたとしても、送信者の特定を困難にしている。

オプトイン方式について

○オプトイン方式

- ・あらかじめメールの受信を承諾している者に対してのみ送信を認める方式。
承諾を得ずに広告宣伝メールの送信をした場合は違法であるほか、承諾を得て送信している広告宣伝メールに受信拒否の連絡方法等の表示義務を課している。

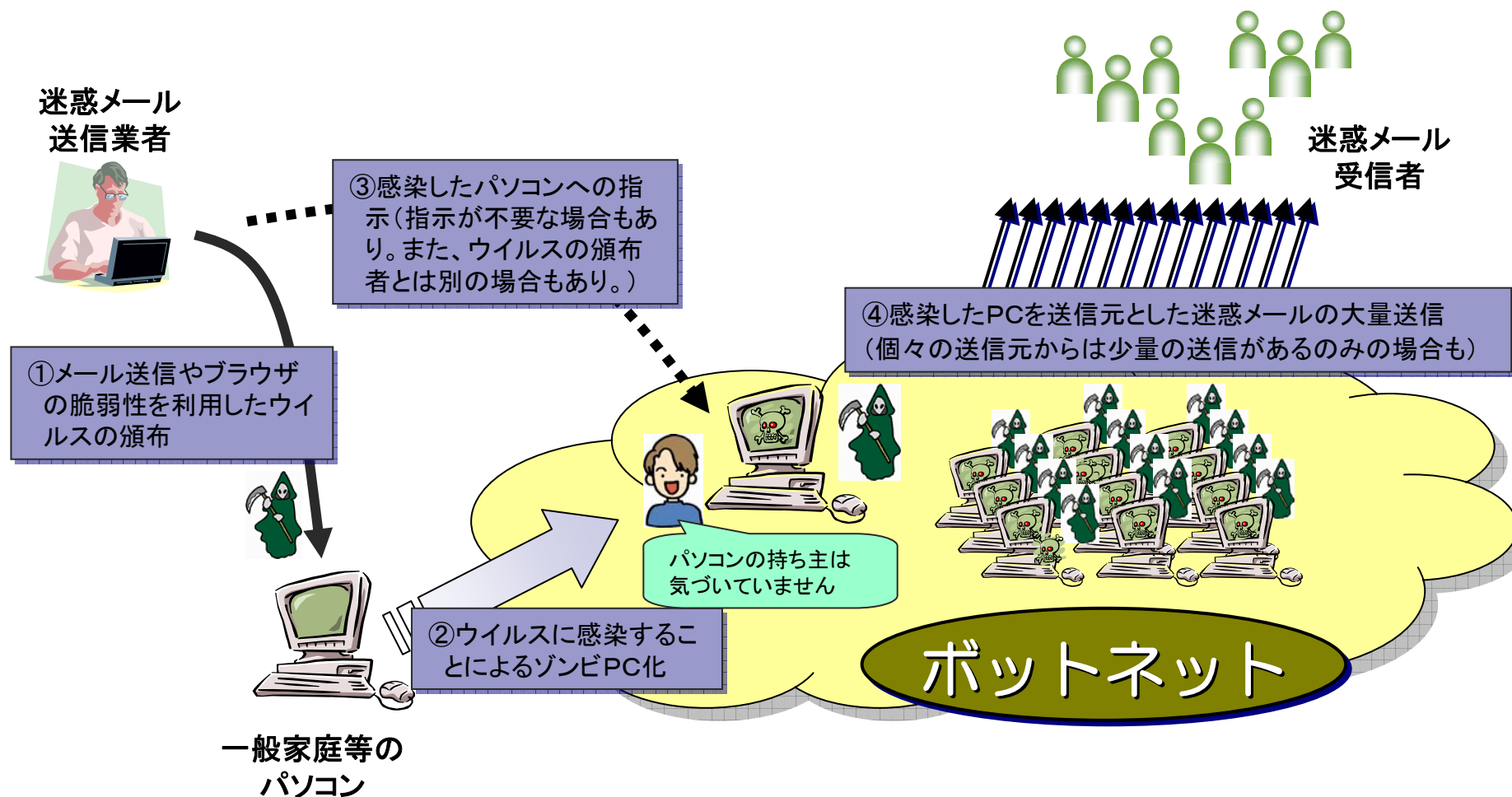
(参考:現行方式)

○オプトアウト方式

- ・メールの送信者に受信拒否の意思を伝えた場合、以後の送信を認めない方式。
承諾を得ず送信している広告宣伝メールにそれが広告宣伝メールである旨(我が国では「未承諾広告※」)や受信拒否の連絡方法等の表示義務を課しており、これを満たさない場合は違法となる。

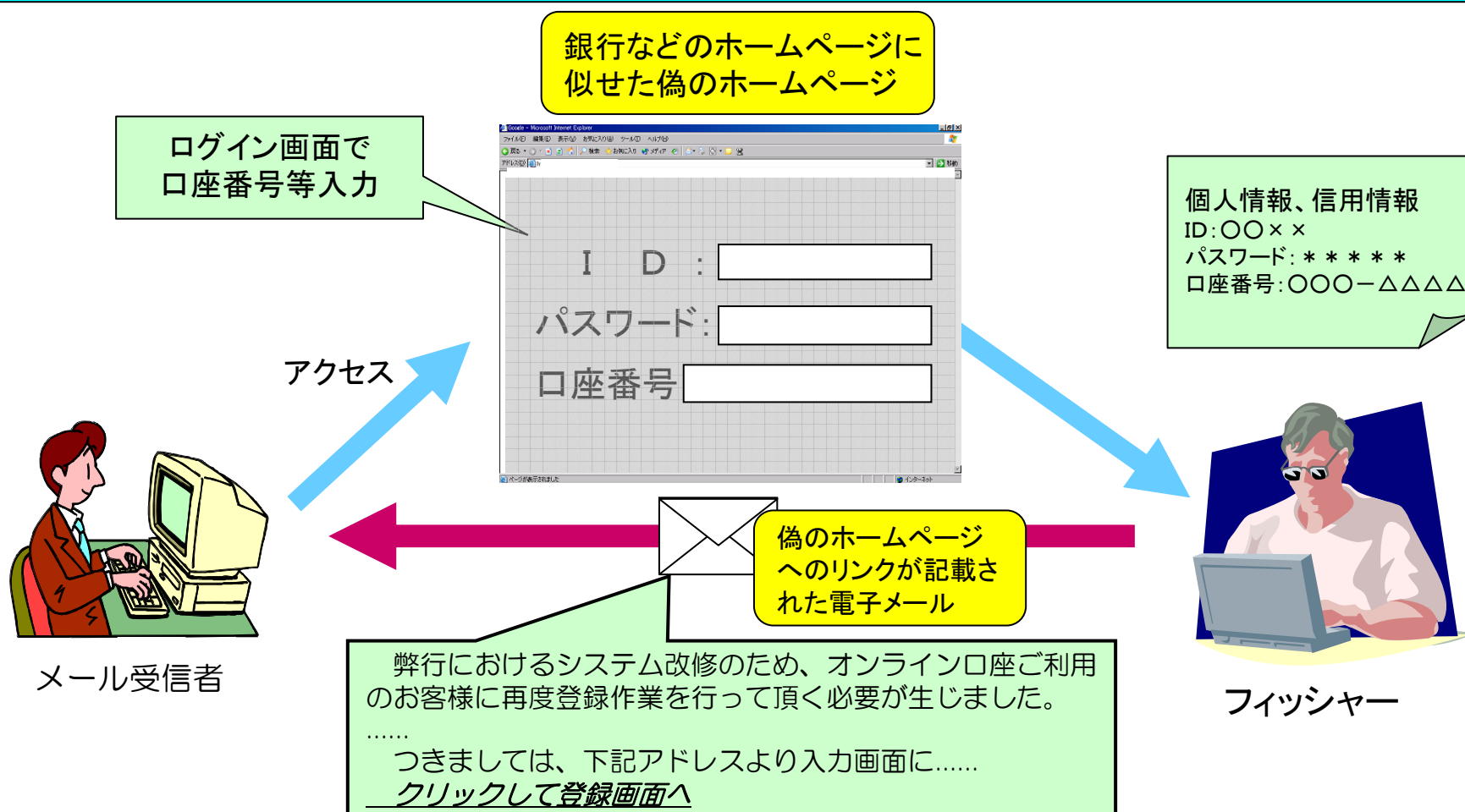
ボットネットによる迷惑メールについて

第三者のPCに不正侵入したりウイルスに感染させたりすることにより、そのPCを迷惑メールを送信するために利用するもの。



「フィッシング」について①

- 銀行等からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするよう仕向け、そのページにおいて個人の金融情報(クレジットカード番号、ID、パスワード等)を入力させるなどして個人情報を不正に入手する詐欺的な行為。
- “phishing”は、複雑化した(sophisticated)手法により個人情報を釣り上げる(fishing)ことから作られた造語とされている。



「フィッシング」について②

1. フィッシングメール・サイトの登場

- 平成16年秋頃から、ビザ、ヤフー、みずほ銀行、UFJ銀行等を騙ったフィッシングメールの存在が確認。

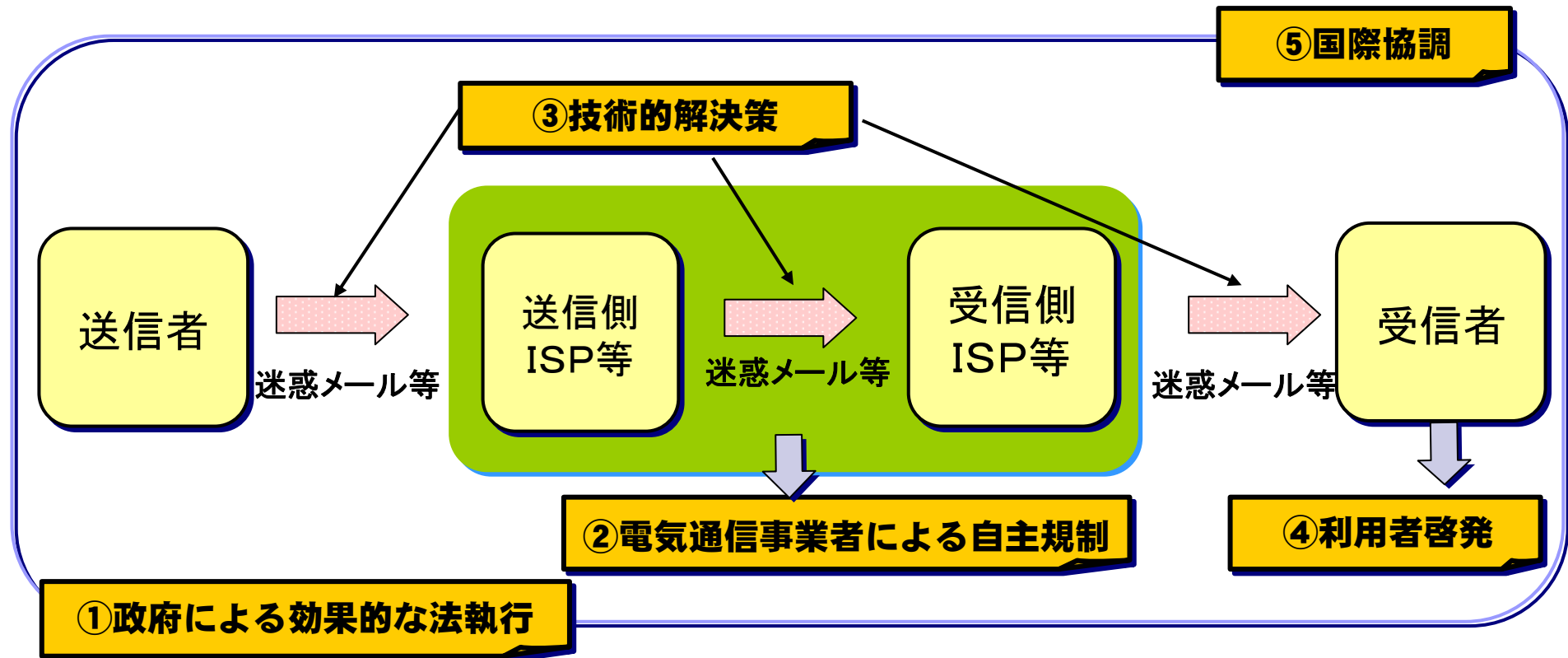
2. フィッシングによる主な被害

- 平成16年11月、警察が国内で初の被害を確認。被害額は数十万円。
- 平成17年2月、UFJカードが、会員33人分のカードがフィッシングを通じて偽造され、うち8人がルーマニア等の現金自動支払機（CD）から不正に現金を引き出された旨を公表。被害額は総額約150万円。

3. フィッシングの摘発

- 平成17年6月、フィッシングによる初めての摘発（著作権法違反及び不正アクセス禁止法違反）。
「YAHOO!」と1字違いの「YAF00!」を名乗る類似サイトを設け、約20人分の個人情報を詐取。
- 平成18年2月、フィッシング詐欺の初摘発（詐欺及び不正アクセス禁止法違反）。
フィッシングにより、オークションサイトのIDとパスワードを不正に入手。そのIDとパスワードを利用してオークションサイトにアクセスし、旅行券や商品券を商品を騙し取った。不正に入手したID及びパスワードは約500件、被害額は550万円相当。

迷惑メールに関する対応策の検討の方向性



→スパム対策は“*No silver bullet*”（特効薬はない）であり、多面的な対応が不可欠。
できるところから行動すべき（2004年2月開催のOECDスパムワークショップ）

①～⑤の総合的な対応策を検討し、一層の利用者保護の強化等電子メールの利用についての良好な環境の整備を図る。

迷惑メールに関する対応策の検討の課題

①政府による効果的な法執行

- ・ オプトイン方式の導入
- ・ ボットネットによる迷惑メールの送信行為を特定電子メール法の対象として明確化
- ・ フィッシングメールを特定電子メール法の対象に追加
- ・ その他

②電気通信事業者による自主規

制

- ・ 法令や約款に基づき悪質な迷惑メール送信者に対し利用停止等の措置を実施
- ・ 特定のISP等だけではなく多くの事業者が連携して迷惑メール送信を困難化

③技術的解決策

- ・ メール送信者の情報を認証する送信者技術の導入
- ・ OP25B※等の迷惑メール対策技術の更なる普及

④利用者啓発

- ・ ISP等により提供されるフィルタリングサービス等の積極的な活用

⑤国際協調

- ・ 迷惑メール対策に関する諸外国との協調推進

※ Outbound Port 25 Blockingの略でISPが、自社の提供するメールサーバを経由しないメールをブロックする措置